

2017
05
May



CLIENT

H29.05.05 No.308



弊法人からのご連絡事項

- ・労働保険申告書の作成
- ・社会保険手続きに関するマイナンバーについて

P1・2

明日へのヒント

- ・訪問歯科診療 ①

P5・6

税務トピックス

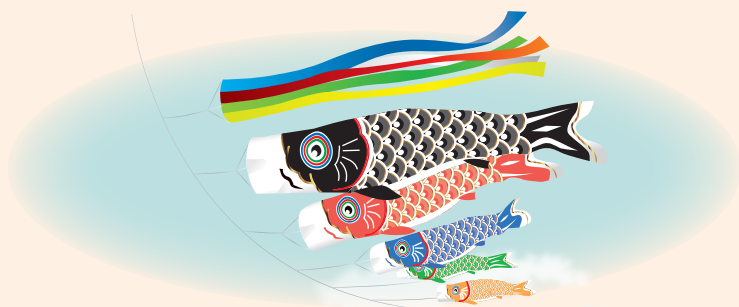
- ・雇用保険料率／個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入拡大

P3・4

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・相続税改正の影響について

P7



労働保険の申し込み及び費用について

5月中旬から順次、労働局から皆様のお手元に、申告書が届く予定です。

弊法人に作成を依頼される場合は**6月14日(水)**までに、その申告書をお送りください。

平成28年度の労働保険年度更新は、7月10日(月)までとなっております。7月10日までの間に前年度の確定保険料、当年度の概算保険料を計算し、申告・納付を行います。労働保険料等の算定方法は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに支払われた賃金総額に、保険料率を乗じた額が保険料となります。費用については下記の一覧表をご参照ください。

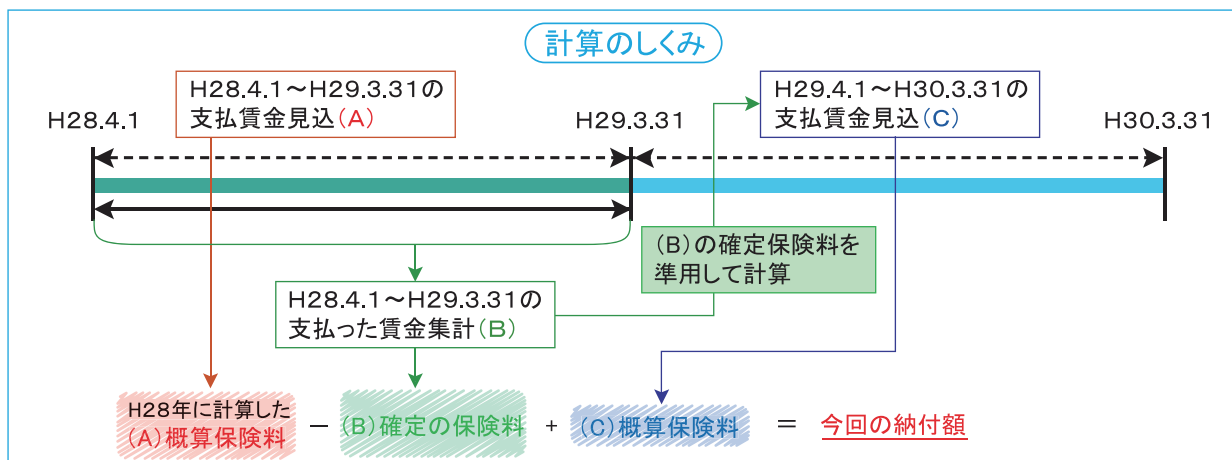
費用一覧

	①	②	③
	弊法人が申告書作成	弊法人が資料作成、 労働保険組合等に提出	医院が計算、 弊法人でチェック
1名	3,000円	3,000円	2,000円
2名	3,500円		
3名	4,000円		
4名	4,500円	3,500円	2,300円
5名	5,000円	4,000円	2,600円
6名	5,500円	4,500円	2,900円
7名	6,000円	5,000円	3,200円
8名	6,500円	5,500円	3,500円
9名	7,000円	6,000円	3,800円
10名	7,500円	6,500円	4,100円
1人増ごとに	500円	500円	300円

注1 費用には別途消費税がかかります。

2 人数とは常時使用労働者数(申告書④欄)をいいます。

※ 医院で計算して申告する場合は、申告期限7月10日(月)に間に合うようご準備ください。



「個人番号提供依頼書」のご確認・返送のお願い

同封した「個人番号提供依頼書」をご確認いただき、署名捺印の上、**5月31日(水)**までに弊法人にご返送ください。

「日本クレアス税理士法人日本クレアス税理士法人」では「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、「確定申告」「年末調整」「償却資産」「法定調書」の手続きのために、お客様皆様より個人番号（マイナンバー）のご提供いただいております。

平成29年度より『雇用保険』『健康保険』『厚生年金』の社会保険に関する手続きについても個人番号の記載が義務づけられていくことが予定されています。

社会保険に関する手続きを弊法人グループの「日本クレアス社会保険労務士法人」が行う場合、同じグループであったとしても社労士法人宛に別途マイナンバーを提出していただく必要がございます。

この手間を省き、お客様にご負担をおかけすることなく円滑な対応を行っていくために「日本クレアス社会保険労務士法人」に提供することの承諾をいただきたく、別紙「個人番号提供依頼書」を同封いたしました。

内容をご確認いただき、署名捺印の上、ご返送くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、ご提供いただいたマイナンバーは、あくまでご依頼いただいた業務の範囲内でのみ利用することをお約束いたします。

また、「日本クレアス税理士法人」が「日本クレアス社会保険労務士法人」に対してマイナンバーの提供を行った場合においても、お預かりしている特定個人情報情報は、引き続き厳正に管理してまいりますので、ご安心いただければと存じます。

ご記入をお願いします。

捺印をお願いします。

※ 新たに社会保険手続が発生した場合に、スムーズに対応できるように、全てのお客様に書類を提出していただいております。

ご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

現在、「働き方改革」の進展のために、労働基準法の改正も視野に、勤務間インターバル制の導入や同一労働同一賃金などが審議されています。今月号では、平成29年度の雇用保険料、iDeCoの加入対象者の拡大についてお伝えします。

■ 平成29年度の雇用保険料率

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下の通りです。労働者負担・事業者負担ともに1/1000ずつ引き下げられます。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	①	②			①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000

出典：厚生労働省・都道府県労働局

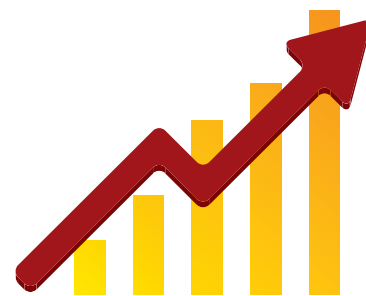
4月号のクライアントに同封して、『給与くん2017 更新のご案内』を送付いたしました。給与くんの更新は、完了しておりますでしょうか？まだの場合は、至急、担当までご連絡ください。

■ 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入拡大

iDeCoは、公的年金に上乘せして給付を受ける私的年金のひとつです。国民年金等と組み合わせることで、老後に備えることができます。これまで自営業者の方などに限られていましたが、平成29年1月からは、専業主婦、公務員の方を含め、基本的に60歳未満の全ての方が利用できるようになりました。

◇ iDeCoの特徴

- ✓ 原則60歳から老齢給付金を受け取ることができます
- ✓ 税制上の優遇措置があります
- ✓ 積み立てた年金資金の持ち運びができるポータビリティがある



◇ 3つの税制上の優遇措置

- 1) 掛け金が全額所得控除される
 - ・・・積み立てた掛け金全体が所得控除の対象となり、課税所得が減ることで納税額が少なくなる
- 2) 運用益も非課税で再投資される
 - ・・・通常、株式や投資信託などの金融商品から得た利益に対しては20.315%の税金がかかります。しかし、確定拠出年金で得た利益は非課税です。
- 3) 受け取るときも税制優遇措置がある
 - ・・・iDeCo の老齢給付金を一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」という控除が受けられます。

～iDeCoは個人事業主の味方となる～

年金制度の中で、最も年金が充実していないのが第1号被保険者（個人事業主の院長）と第3号被保険者（いわゆるサラリーマンの妻）です。しかし、第3号被保険者は保険料を納めなくても年金保険料を払ったこととなりますので、優遇された立場であるとも言えます。

第1号被保険者は、通常国民年金のみの加入となりますが、任意で「iDeCo」「国民年金基金」「付加年金」に加入することができます。iDeCoと国民年金基金は、それぞれ別物の年金で、併用することができます。ただし、毎月納付することができる掛金の上限額はiDeCoと国民年金基金の両方を合計して月額68,000円までと決まっています。どのように振り分けるか、あるいはどちらに加入するかを決めておく必要があります。

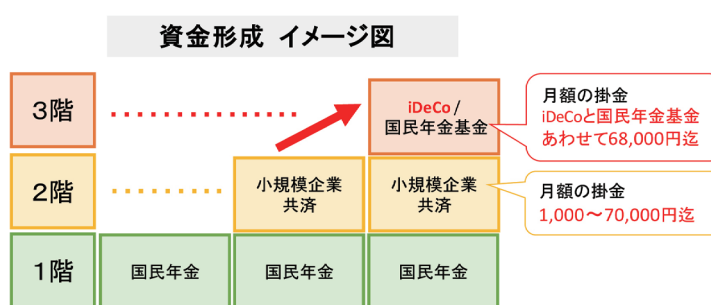
◇iDeCoと小規模企業共済の両方に加入するも得策

「小規模企業共済」に加入している院長も多いと思います。小規模企業共済は、払い込んだ掛金が全額所得控除の対象となります。掛金 月1,000円から7万円までの間で自由に設定でき、最大年間84万円もの所得控除が受けられます。

また、積み立てた共済金を受け取る時期も60歳以降と限定されておらず、廃業したときなどに受け取れること、また万が一のとき、無担保・無保証人でお金を借りられることはこの制度の最も大きな利点です。

		小規模企業共済	iDeCo
掛金	月額	1,000 円～70,000 円	5,000 円～68,000 円
	年払い	可能	不可 (2018 年より可となる予定)
税優遇	掛金		上限までは全額所得から控除
	給付	一時金	退職所得控除
		年金	公的年金等控除
解約		可能	原則 60 歳まで不可

個人事業主の院長のなかには、老後の資金形成のために、公的年金の国民年金（1階部分）に加え、小規模企業共済に加入して2階部分をつくっている方もいます。さらに、3階部分にあたるiDeCoに加入すれば安心感が増すでしょう。老後資金を貯めたい方は、iDeCo と小規模企業共済の双方を検討してみるとよいでしょう。



◇iDeCoの留意点

iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるため、原則60歳まで引き出すことができません。また、口座開設手数料（2,777円）や管理手数料（103円）等がかかります。さらに、受け取る額は、運用成績により変動する仕組みであり、加入者自らが選択し運用することが求められます。金融機関等でお問い合わせください。

ご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

訪問歯科診療①

高齢化の進展により、要介護認定者数は年々増加しています。それに伴い、訪問歯科へのニーズも高まっています。

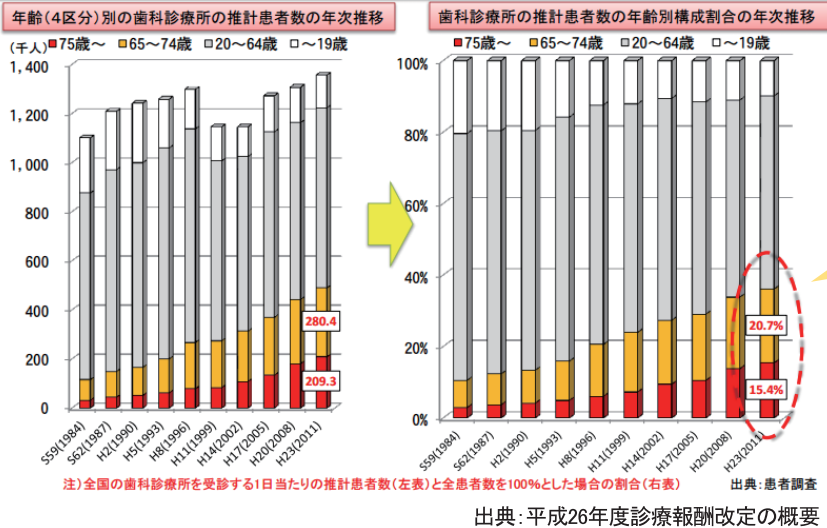
2014年、2016年の診療報酬改定より、在宅歯科医療、在宅療養、医科医療機関との連携等を行っている歯科医院に対する評価など、訪問診療に対して重点的に配分がされてきました。地域完結型医療の中で、歯科医療の提供体制の構築が今後も推進される傾向は続くと思われまます。

■ 訪問歯科診療

訪問歯科診療（歯科往診）とは、歯科治療を必要としているものの、「介護を受けている」「体が不自由である」など、ご本人が歯科医院へ通院することが困難な方（高齢者や障害者等）のための医療サービスです。歯科疾患の早期発見や治療、口腔ケアは、お口の働きの回復・維持・向上を目的としています。

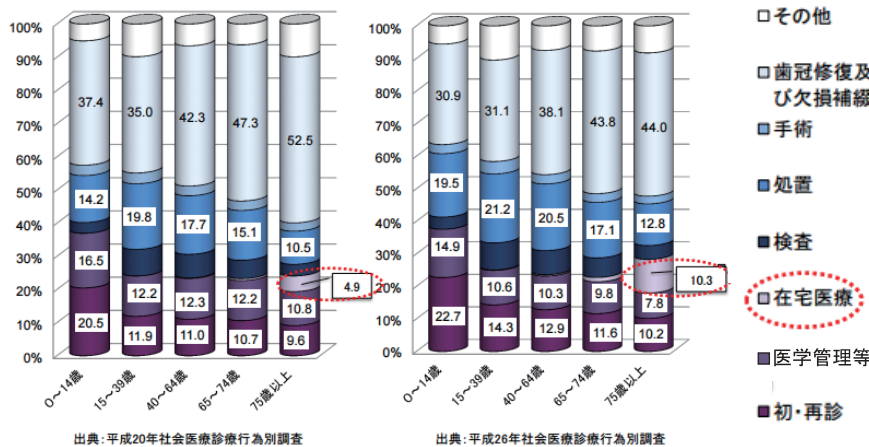
ポータブル治療機器の普及により、歯科医師や歯科衛生士などが患者さんのご自宅や病院・老人ホームなどの各種施設などに伺い、通常の歯科医院と変わらない内容での治療が可能になってきています。

年齢別歯科受診割合



歯科診療所の受診患者の3人に1人以上が65歳以上

診療行為別にみたレセプト1件当たり点数の構成割合(年齢階級別)

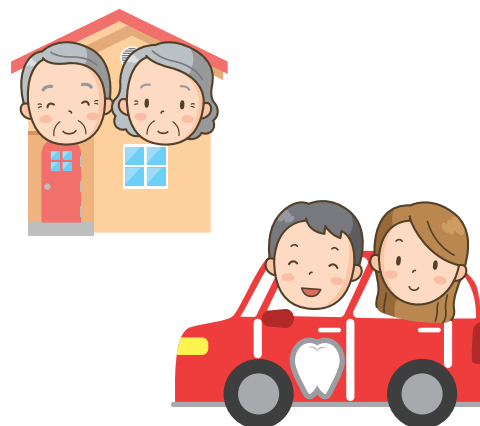


75歳以上の後期高齢者において、「在宅医療」の伸びが顕著

(1)対象者

健康保険法に基づく厚生労働省の通知などから、下記条件を満たす方が対象者となります。

1. 歯科医院から半径16km以内にあるご自宅・病院・施設等にいる方
2. 常時寝たきりまたは、認知症等で歯科医院に通院が困難の方
※介護保険の要介護度とは直接関係しません
3. 医科に定期的に通院されていない方

**(2)診療内容(一部)**

歯科医師や歯科衛生士はもちろん、サポートスタッフが同行することもあります。患者さんのもとに定期的に伺い、完治までの期間を計画的に診療します。

診療内容は、主として下記のようになります。

- 義歯作成・調整
- 口腔ケア
- 虫歯治療
- 歯周病治療
- 摂食や嚥下に対するアドバイス 他



近年、多くの調査から、歯周病が全身の健康に深く関係していることがわかりました。

歯周病は、中高年の8割以上がかかっていると言われていています。糖尿病や骨粗鬆症など、ほかの病気によってかかりやすくなります。また、糖尿病や動脈硬化など、メタボリックシンドロームと関係性が明らかになり、実際に、メタボの判定基準に当てはまる数が多いほど、歯周病のリスクが高まるという研究結果もあるそうです。

訪問歯科では、「歯周病治療」も行うことができます。お口の中を清潔に保ち、歯周病の治療と予防に努めることができれば、糖尿病や動脈硬化予防にもつながります。

さらに「口腔ケア」も行うことで、発熱や誤嚥性肺炎の予防、お口にとって欠かせないだ液の分泌を促す効果も期待できます。口腔内がだ液で十分潤っていることで、食事をとりやすくなったり、発声しやすくなったりします。日常生活を豊かに送ることが可能となります。

訪問歯科は、歯科医院に行くことができない患者さんのために、お口から全身の健康をサポートします。日々の暮らしを理想に近づける手助けが、訪問歯科の目的なのでしょう。

記事に関してのご質問は、お気軽にお寄せください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

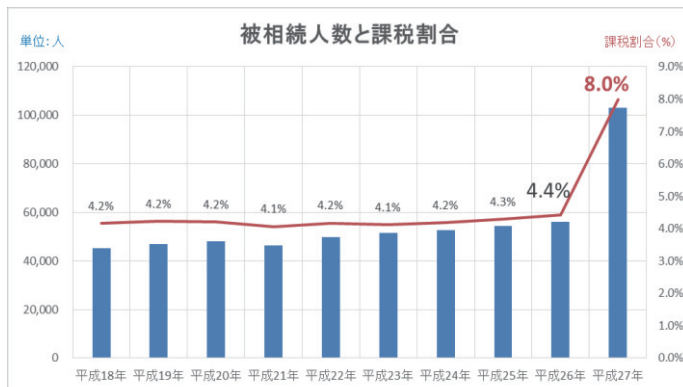
相続税が改正され、今までは関係なかった人でも該当するケースが増加して、申告する人も増える
と聞きました。実際に申告している人は増えているのでしょうか。

Answer

国税庁が発表した平成27年分の相続税の申告状況によると、相続税の課税割合が前年度の4.4%から8.0%へ増加しました。平成27年1月からの改正で、基礎控除額が大幅に引き下げられたことで相続税の課税対象者が広がったことが数字に反映されたといえます。

**■ 平成27年分の課税割合が急増
～相続税の課税割合が約2倍に～**

平成27年に日本で亡くなった方は129万444人（前年比1.4%増）であり、そのうちの10万3,043人が相続税の課税対象となりました。これは、全体の8.0%にあたります。以前は、約25人に1人の割合で相続税の対象となっていました。現在、約12.5人に1人の割合となりました。

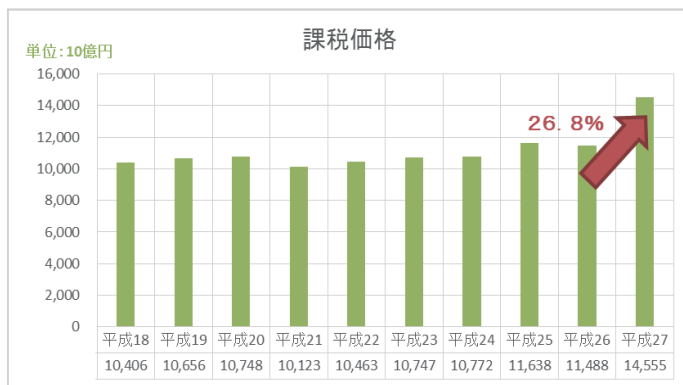


国税庁HPのデータを基に弊社人にて作成

■ 課税対象者の増加に伴い課税価格も増加

相続財産価額から葬式費用及び被相続人の債務、相続開始前3年以内の生前贈与を加えた相続税の「課税価格の申告者対象者年間合計額」は、平成27年分は14兆5,554億円となりました。前年と比較すると26.8%増加したこととなります。

税制改正の影響によって相続税の基礎控除額が40%減少したことにより、申告対象者の増加とともに課税価格も大幅に増加しました。



国税庁HPのデータを基に弊社人にて作成

上記から、平成27年1月の改正を契機に、相続税がより身近な「税」となったことが分かります。相続税についてご不安がある方、対策を立てたいとお考えの方は、弊法人の無料相談をご利用ください。

ご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 308号

■発行日：2017年5月5日
■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
■URL：http://www.ca-medical.jp
■お問い合わせ先：☎03-3224-2873

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉
日本クレアス税理士法人
日本クレアス社会保険労務士法人
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A